

岩 国 市  
農 業 集 落 排 水 事 業  
經 営 戰 略

---

令 和 8 年 3 月  
岩 国 市



# 岩国市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 岩国市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成元年度(36年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	12.6人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	12処理区(湊原、谷津、野口、本郷、宇塚、向峠、宇佐郷、佐手、南桑、佐坂、秋掛、西畑)		
処 理 場 数	9処理場(湊原、本郷、向峠、宇佐郷、佐手、南桑、佐坂、秋掛、西畑)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	玖珂地区の2処理区は流域下水道へ接続し、広域化されている。また、本郷地区の2処理区の施設の統合や、由宇地区の処理区の一部は公共下水道に接続しており最適化されている。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料は基本料金と超過料金(従量使用料)からなっており、超過料金部分は使用量の増加に応じて単価が高くなる累進制を採用しています。なお、使用料は公共下水道の使用料体系と同じです。 <一般汚水における使用料(1ヶ月)>			
	基本水量	基本料金(円)	超過料金(1mlにつき) (円)	
10mlまで	1,485	10mlを超え20mlまで	165.0	
		20mlを超え50mlまで	176.0	
		50mlを超え100mlまで	198.0	
		100mlを超え1,000mlまで	209.0	
		1,000mlを超え5,000mlまで	220.0	
		5,000mlを超えるもの	275.0	
<一般家庭用に水道水以外の水のみを使用する場合の使用水量の認定方法(1ヶ月)>				
世帯人員	1人	2人から3人	4人以上	
使用水量	10ml	1人につき6ml	1人につき4ml	
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上			

その他の使用料体系の概要・考え方	公衆浴場については、次の使用料を適用しています。なお、現在は該当する施設はありません。					
	＜公衆浴場汚水における使用料（1ヶ月）＞					
	基本水量	基本料金（円）	超過料金（1㎡につき）（円）			
	10㎡まで	1,485	10㎡を超え20㎡まで	165.0		
20㎡を超え50㎡まで			176.0			
50㎡を超えるもの			34.6			
条例上の使用料*2 （20㎡あたり） ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,135	円	実質的な使用料*3 （20㎡あたり） ※過去3年度分を記載		
	令和5年度	3,135	円			
	令和6年度	3,135	円			
	令和4年度			令和4年度	3,109	円
				令和5年度	3,126	円
				令和6年度	3,133	円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

### ③ 組織

職員数	1人（損益勘定支弁職員）		
事業運営組織	部等	課	担当業務
	農林水産部	農林整備課	農業集落排水の計画及び建設を行います。
	建設部	下水道課	農業集落排水の経営管理及び使用料等の賦課徴収を行います。
	由宇総合支所	農林建設課	所管処理区内の農業集落排水施設の維持管理を行います。
	周東総合支所	建設課	
	錦総合支所	農林建設課	
美和総合支所	農林建設課		

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	汚水処理施設（9施設）は、民間委託により管理運営しています。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）*4	—
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）*5	—

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

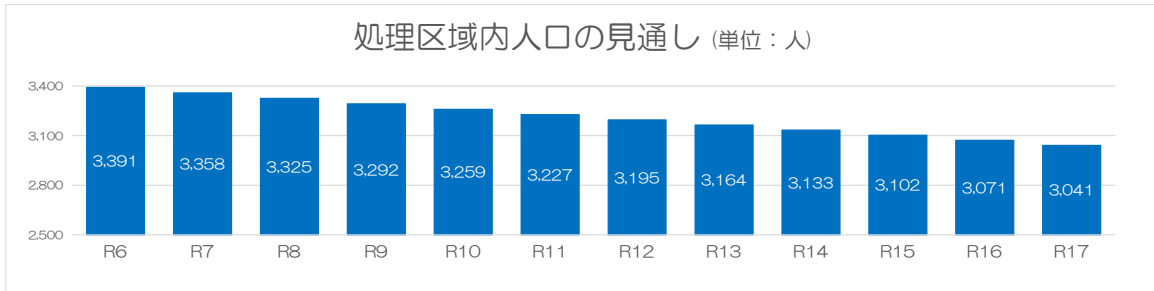
※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

別紙「経営比較分析表」のとおり。

## 2. 将来の事業環境

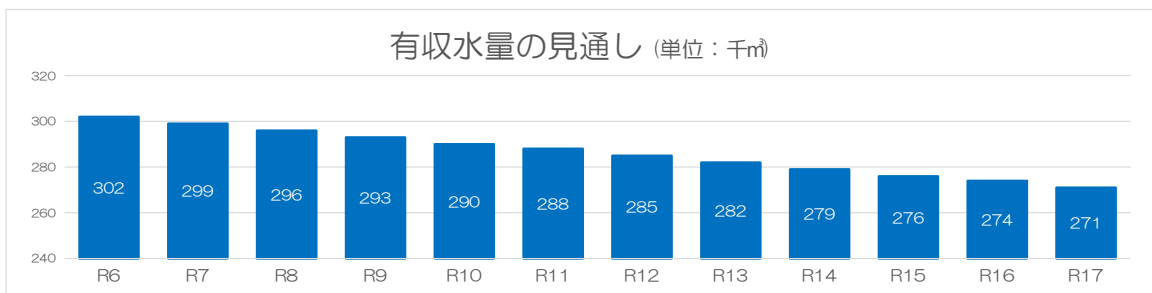
### (1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口は、令和3年度から令和6年度までの期間における処理区域内の年平均の人口減少率を考慮した上で算出しています。  
その結果、今後の人口動態を鑑みると、令和17年度までの10年間にわたり、処理区域内の人口が約300人減少することが見込まれています。



### (2) 有収水量の予測

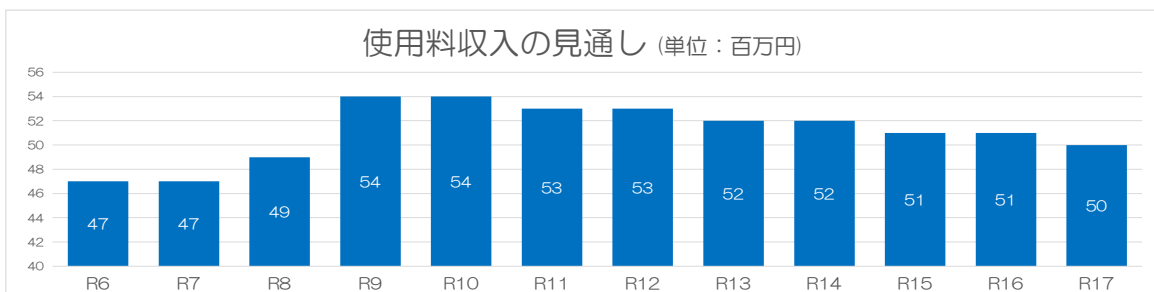
有収水量は、処理区域内の人口が減少していくことに加え、近年の節水機器の普及や省エネ意識の高まりが影響し、有収水量は今後徐々に減少すると見込んでいます。



### (3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、令和8年度に予定している料金改定を鑑みると、一時的には使用料収入が増加することが見込まれています。しかし、その後の予測においては、処理区域内の人口減少および有収水量の減少に伴い、徐々に使用料収入も減少していくと見込んでいます。

独立採算制の観点から見ると、一般会計繰入金（基準外）に依存しない自立した事業経営が求められていることから、使用料の適切な設定と段階的な改定が必要不可欠であり、これにより将来的な収入の安定を図ることが求められます。



#### (4) 施設の見直し

本市における農業集落排水事業は、6地区12処理区で事業を実施しており、管路施設については、既に全ての処理区で整備が完了しています。

また、処理施設については、最も古いもので36年が経過し、老朽化した処理場設備等の更新を行う必要があります。今後は、令和2年度に策定した最適整備構想、令和4年度に策定した維持管理適正化計画に基づき、施設の統合や規模の適正化による維持管理費の削減、施設の計画的な更新に取り組んでいきます。

#### (5) 組織の見直し

現在の組織状況を考慮すると、今後も施設の整備を進めつつ、適正な管理が重要であるため、現行体制を維持する必要があります。これにより、組織の機能を安定させ、持続可能な運営を確保できます。

令和3年度から実施している下水道料金徴収事務の一元化は、利便性向上、事務効率化、経費削減へと寄与しています。この体制を今後も維持・発展させ、さらなる業務効率の向上とサービスの質向上を目指していきます。

### 3. 経営の基本方針

公共用水域の水質保全の向上、持続可能な経営基盤の推進、安心・安全なまちづくりを基本理念とし、水洗化率の向上に努め、健全な事業経営を行うことを基本方針とします。

#### (1) 安心・安全なまちづくり

「最適整備構想」および「維持管理適正化計画」に基づき、リスク評価を行ったうえで、優先順位をつけながら農業集落排水処理施設の計画的な更新及び長寿命化を図り、安心・安全な農業集落排水処理施設を構築します。

#### (2) 持続可能な経営基盤の確立

水洗化率の向上を図り、維持管理業務の民間委託による効率的な事業運営で経費削減を進めます。また、使用料収入の確保に向けた取り組みや、使用料改定の必要性についても検証し、持続可能な事業経営を推進します。

#### 4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

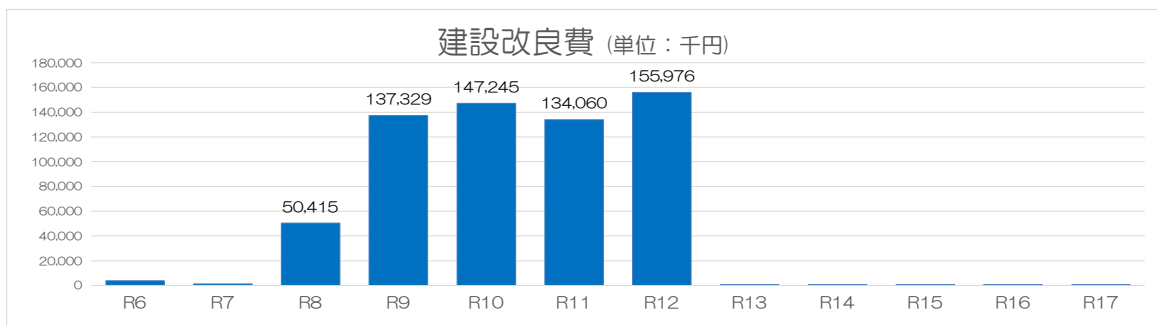
目 標	農業集落排水施設は供用開始後36年を経過し、各設備は耐用年数を迎えたものも多く、計画的な機器更新が必要不可欠な状況にあるため、「最適整備構想」および「維持管理適正化計画」を基に機械・電気設備等の更新を図り、将来にわたり安心して住み続けられる農村インフラの強靱化を目指します。
-----	---

○投資の目標に関する事項

「最適整備構想」および「維持管理適正化計画」に基づき、計画的な更新及び長寿命化を図ります。

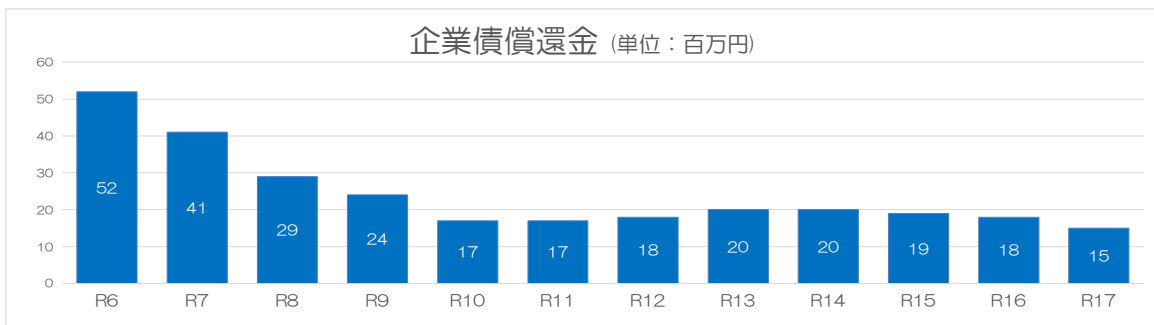
○建設改良費

処理施設8か所、中継ポンプ等の農業集落排水施設の機能強化対策（施設の改築・更新）の建設改良費を計上しています。



○企業債償還金

過年度に借り入れた企業債及び新規整備に伴う企業債発行額の元金償還額を計上しています。



② 収支計画のうち財源についての説明

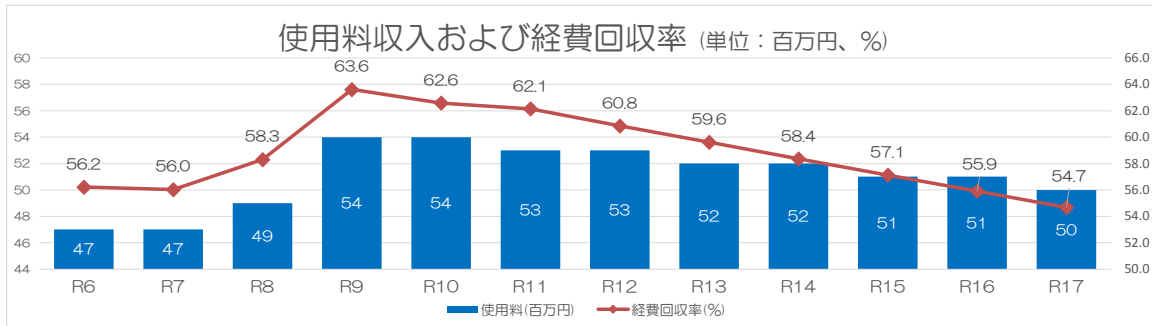
目 標	収益的収支において企業負担を最小限に抑えるため、国の各種補助事業（農山漁村地域整備交付金）を活用し建設投資を行います。また、水洗化率の向上による使用料収入の確保に努め、経営基盤の強化を図ります。
-----	---

○財源の目標に関する事項

使用料収入の減少が見込まれますが、一般会計の負担を抑制、地方債残高を縮小させるように財政運営に取り組みます。また、財政運営の健全化を図るため、料金改定の検討を進めていきます。

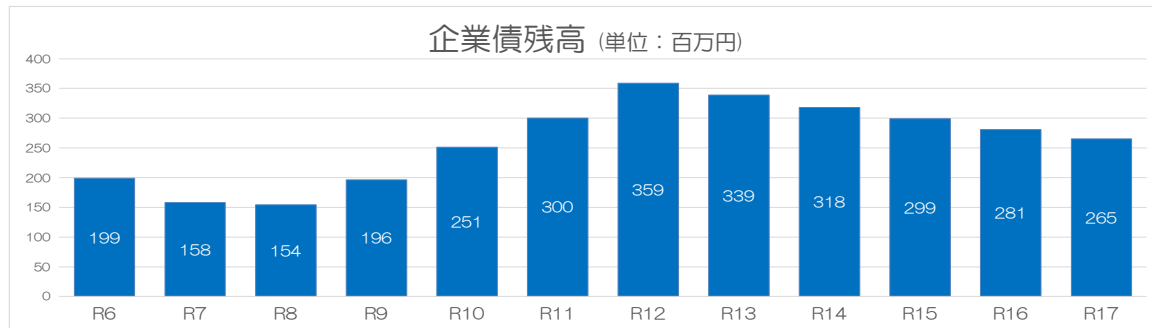
○使用料収入の見通しに関する事項

過年度実績に基づき将来の使用料単価を設定し、有収水量に乗じて算定しています。令和8年度の料金改定も考慮しています。



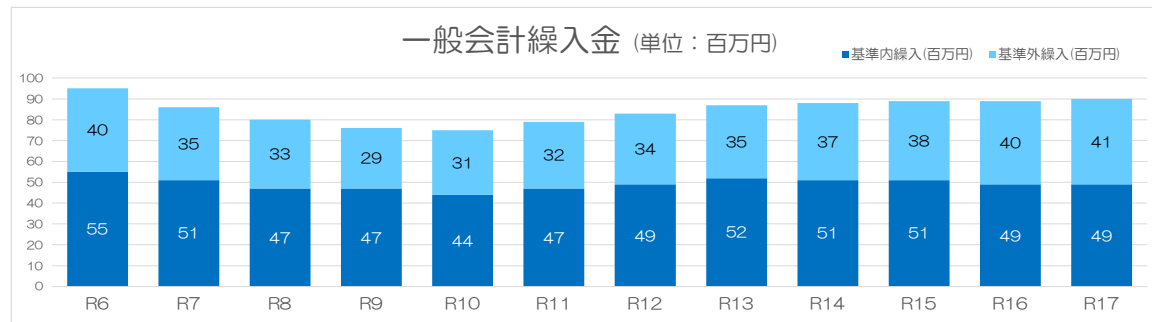
○企業債に関する事項

建設改良費から国庫補助金等の財源を差し引いた額を基に、起債充当率100%で算定します。



○繰入金に関する事項

繰入基準に基づき、適正な範囲で繰入れを行う推計としています。



○資産の有効活用に関する事項

本市の農業集落排水事業には有効活用可能な遊休資産や基金は存在しないため、該当事項はありません。

○その他に関する事項

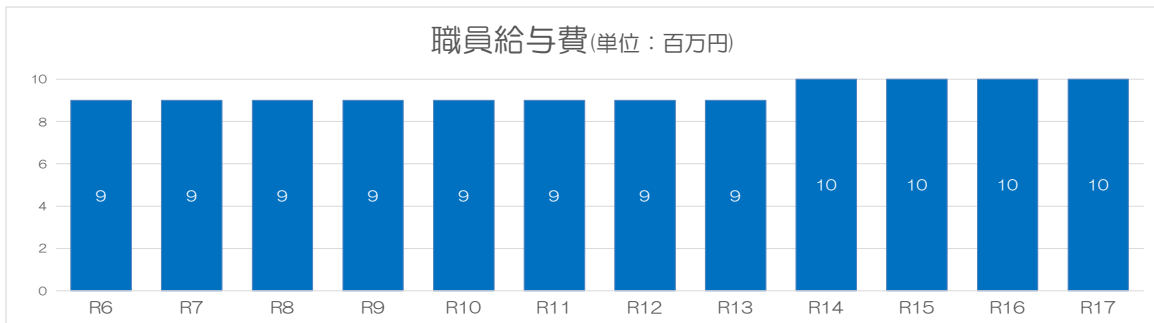
国庫補助金は農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づき、補助基準額の2分の1を見込んで算定しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）  
現状具体的な検討はありませんが、今後、近隣団体等の状況を踏まえて検討していきます。

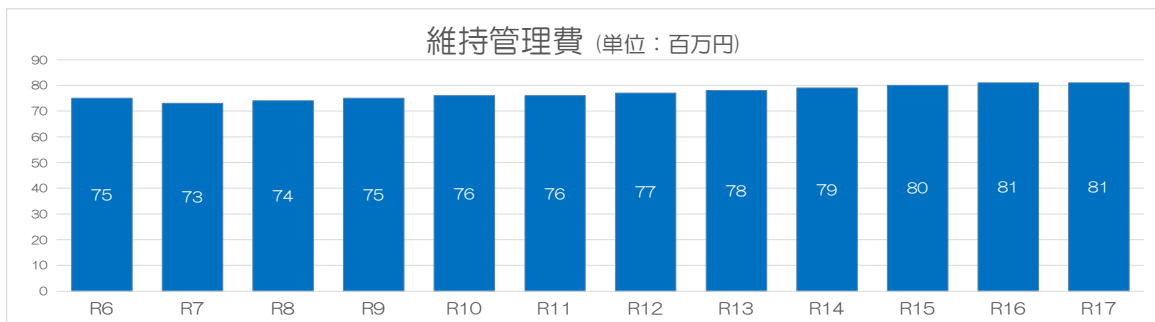
○職員給与費に関する事項

職員給与費は、令和6年度の決算見込額に直近の人事院給与勧告増減率を加味して算定しています。



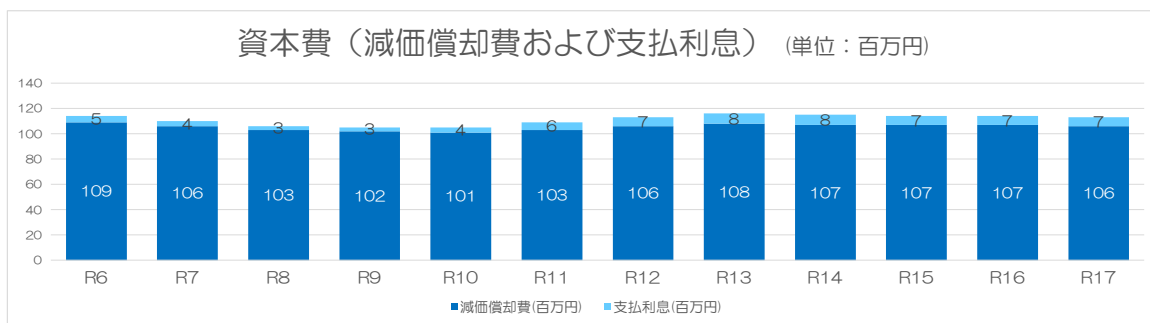
○維持管理費（動力費・修繕費・材料費・委託料）に関する事項

「動力費」、「修繕費」および「委託料」は、直近3か年の平均額を基準として、令和8年度以降は物価上昇を加味して算定しています。また、「材料費」は、過年度から費用を計上していないため、本計画においても非計上としています。



○その他に関する事項

「減価償却費」と「支払利息」は、過年度に整備した資産及び新規投資から発生すると見込まれる金額を推計しています。



(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1) において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	美川地区の佐手処理区と南桑処理区の施設を統合することにより、最適化を図ります。
投資の平準化に関する事項	「最適整備構想」および「維持管理適正化計画」に基づき、投資を行う際は優先順位を設定し、投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	—
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料収入は令和8年度に予定している料金改定で一時的に増加しますが、その後は人口減少により減少が予想されます。効率的な経費運用を前提に、必要に応じて使用料の見直しを検討します。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	使用料の収納率の向上に努める。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	—
職員給与費に関する事項	事業効率化のため、適正な組織体制の構築に努めます。
動力費に関する事項	機器更新の際には可能な限り省エネルギー機器の導入を検討します。
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	施設の経過年数増加に伴う修繕費の増加が予想されるため、保守点検で要補修箇所の早期発見に努め、長寿命化による修繕費の平準化に努めます。
委託費に関する事項	定期的に委託内容の見直しを行い、業務の効率化を図ることで経費節減に努めます。
その他の取組	—

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度、進捗状況の管理（モニタリング）を行い、実施状況について評価・検証を実施します。さらに、3～5年ごとに経営戦略の見直し（ローリング）を行い、「投資・財政計画（収支計画）」と実績との乖離を検証し、PDCAサイクル（Plan<計画>-Do<実行>-Check<評価>-Action<改善>）を活用します。また、最新情報に基づいて事業環境の変化を把握し、将来予測を更新して経営の健全化を図る新たな取り組みを検討します。
---------------------	---

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

山口県 岩国市

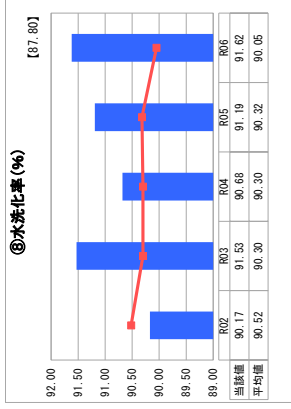
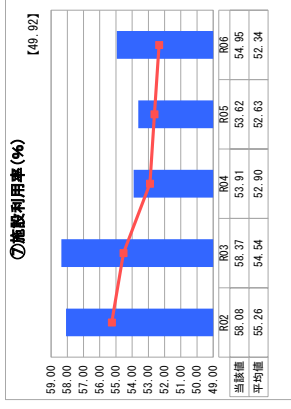
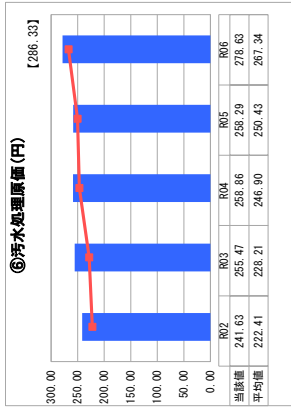
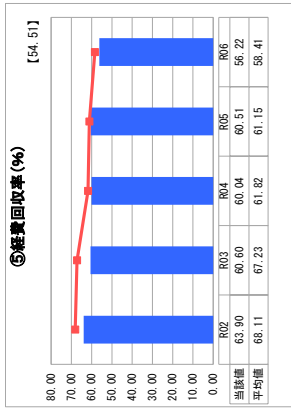
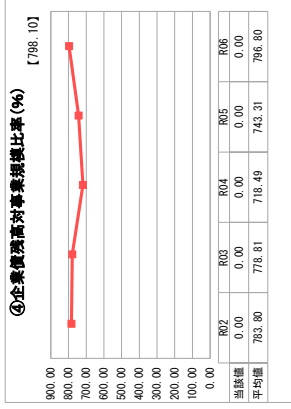
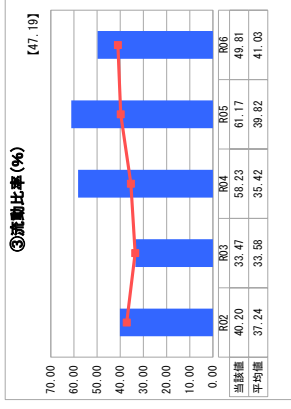
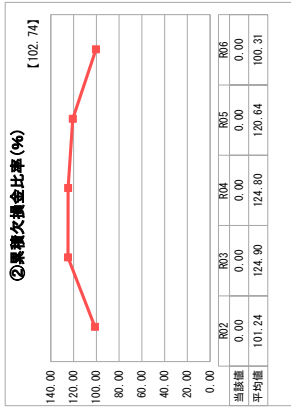
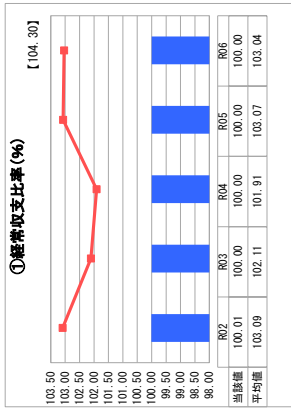
業務名 法適用	業種名 下水道事業	事業名 産業集落排水	類似団体区分 F1	管理者の情報 非設置	人口(人) 124,568	面積(km <sup>2</sup> ) 873.67	人口密度(人/km <sup>2</sup> ) 142.58
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり薬価料金(円)	処理区域内人口(人) 3,391	処理区域面積(km <sup>2</sup> ) 2.46	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> ) 1,378.46
-	91.75	2.75	108.74	3,135			

グラフ凡例

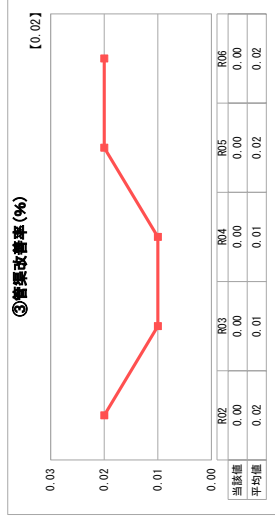
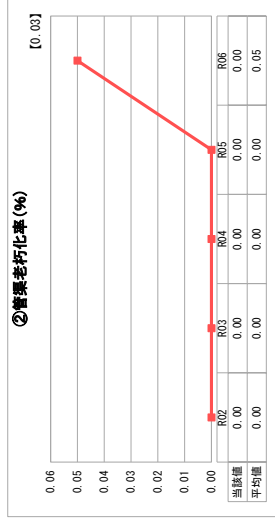
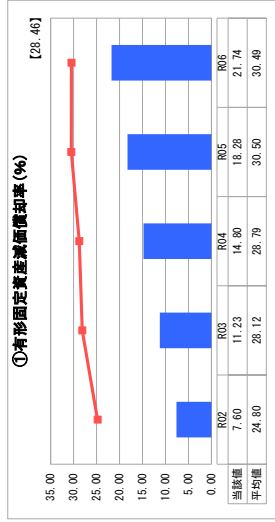
- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

1. 経営の健全性・効率性について  
 経常収支比率は、前年度と同水準となっている。累積欠損金は生じておらず、累積欠損金比率は0%となっている。  
 流動比率は、前年度と比較して減少しているが、類似団体と比較すると高水準である。  
 企業債残高対事業債残高比率は、前年度と同様、企業債残高と一般会計負担額が同額であるため0%となっている。  
 経費回収率は、前年度と比較して減少し、汚水処理原価は、前年度と比較して増加しているが、これは維持管理費が増え、費用増収入が減少したことによるものである。両数値ともに類似団体の水準に達していない状況であり、今後も継続的に経費削減に取り組んでいく必要がある。  
 施設利用率は、全国平均及び類似団体施設利用率と水洗化率は、全国平均においては、今後もを上回っているが、水洗化率については、今後も継続して未接続者への接続対策に取り組み必要がある。

2. 老朽化の状況について  
 すでにすべての処理区で施設整備が完了しており、施設の設置年度は昭和63年度から平成19年度で、設置から30年以上経過している施設もある。管渠施設においては現在のごとく耐用年数を超過しているものはないが、処理施設については老朽化が進んでいる。また、有形固定資産減価償却率が類似団体と比較して低い数値となっているが、これは企業会計移行前に取得した資産について減価償却累計額が反映されていないことによるものであり、実際には施設の老朽化は進んでいる状況にある。

## 全体総括

本市の農業集落排水事業を取り巻く経営環境は、人口減少や新水型社会の進展による必要の減少に伴う使用料収入の減少や短期の老朽化に伴う改修更新費用の増加が見込まれるなど、年々厳しさを増している。本事業は、農業集落を実施されるという事業の特性上、利用者数不足が生じているが、水質保全のため、毎年度収入不足が生じている。収入も限られたら全公的の観点から、不足分を一般会計から繰入ることで事業を維持している。今後、水洗化率の向上、維持管理業務の民間委託による効率化による経費削減だけでなく、「最適整備構想」及び「維持管理適正化計画」に基づき計画的な施設の更新・長寿命化を図り、使用料収入の確保に向けた取組や使用料改定の必要性を検証し、持続可能な事業運営を推進する。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「営業老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみの類似団体平均値及び全国平均を算出しています。



投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円)

区分	年度												
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
資本的収入	1. 企業費平準化償還	3,400			24,900	66,300	71,300	65,700	76,500				
	うち資本費平準化償還												
	2. 他会計出資金	28,678	4,229										
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金	7,497	7,623	7,680	5,504	5,530	719	600	452	455	458	460	
5. 他会計借入金													
6. 国(都道府県)補助金	20,209			24,900	68,350	73,300	66,700	77,650					
7. 固定資産売却代金													
8. 工事負担金	432	1,881	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
9. その他	1,051												
計	61,267	13,733	7,780	55,404	140,280	145,419	133,100	154,702	555	558	560	560	100
(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額													
(B)													
(C)	61,267	13,733	7,780	55,404	140,280	145,419	133,100	154,702	555	558	560	560	100
(E)	45,628	3,903	1,357	50,415	137,329	147,245	134,060	155,976	692	708	725	743	761
資本的支出	58,428	52,009	41,074	29,231	24,025	16,577	16,510	17,854	20,010	20,225	19,459	18,254	15,253
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計	104,056	55,912	42,431	79,646	161,354	163,822	150,570	173,830	20,702	20,933	20,184	18,997	16,014
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額	42,789	42,179	34,651	24,242	21,074	18,403	17,470	19,128	20,147	20,375	19,624	18,897	15,914
(D)-(C)	40,613	41,995	34,651	24,242	21,074	18,403	17,470	19,128	20,147	20,375	19,624	18,897	15,914
1. 損益勘定留保資金													
2. 利益剰余金処分額													
3. 繰越工事資金													
4. その他	2,176	184											
計	42,789	42,179	34,651	24,242	21,074	18,403	17,470	19,128	20,147	20,375	19,624	18,897	15,914
(F)													
(E)-(F)													
他会計借入金残高													
(G)													
企業債残高	251,121	199,112	158,038	153,707	195,982	250,705	299,895	358,541	338,531	318,306	298,847	280,593	265,340
(H)													

(単位:千円)

区分	年度												
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	78,991	82,249	78,604	75,327	71,062	74,354	78,603	82,452	87,270	88,194	89,009	90,078
	うち基準外繰入金	49,106	46,973	43,519	41,849	41,768	43,589	46,443	48,801	50,671	50,064	49,332	48,763
	計	29,885	35,276	35,085	33,478	29,294	30,765	32,160	33,651	35,080	36,599	38,130	39,677
資本的収支分	うち基準内繰入金	36,175	11,852	7,680	5,504	5,530	719	600	452	455	458	460	
	うち基準外繰入金	7,497	7,623	7,680	5,504	5,530	719	600	452	455	458	460	
	計	28,678	4,229										
合計	115,166	94,101	86,284	80,831	76,592	75,073	79,203	82,904	86,799	87,728	88,654	89,009	90,078

○他会計繰入金